

平成29年1月20日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤 静男

## 介護人材の処遇改善で報酬を1.14%引き上げ 介護給付費分科会

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

社会保障審議会介護給付費分科会は1月18日、塩崎恭久厚生労働大臣から諮問された2017年度介護報酬改定について了承しました。これを受けて社保審は同日付で、諮問通り答申しました。介護人材の処遇改善のために行う臨時改定で、月額平均1万円相当の処遇改善を見込んで介護報酬を1.14%引き上げます。改定率の内訳は、在宅分0.72%、施設分0.42%です。

今回の改定では【介護職員処遇改善加算】について、現行では最高額の月額2万7,000円相当の加算よりも1万円高い、3万7,000円相当の区分(加算Ⅰ)を新設します。算定にあたっては、現在の算定要件に加え、(1)経験もしくは資格等に依じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設ける、(2)就業規則等を明確な書面で整備し、全介護職員に周知すること求められます。すべての要件を満たした場合に、各サービスの報酬額に所定の加算率を乗じた金額を上乗せできます。

新設される加算Ⅰのサービス区分ごとの加算率は、▽訪問介護13.7%▽訪問入浴介護5.8%▽通所介護5.9%▽通所リハビリテーション4.7%▽特定施設入居者生活介護8.2%▽認知症対応型共同生活介護11.1%▽介護老人福祉施設8.3%▽介護老人保健施設3.9%▽介護療養型医療施設2.6%—などとなっています。訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援などのサービスは、【介護職員処遇改善加算】の算定対象外です。

詳細は、厚生労働省のHPにアップされています。あわせてご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000148990.html>

### 【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局  
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10  
大阪市立社会福祉センター311号室  
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612